

都道府県レベルでは、全国の財務局で「初」

～滋賀県と災害時の人的支援等に関する協定を締結しました～



協定書へ署名

(左:枝廣近畿財務局長、右:嘉田滋賀県知事)



協定書を携えて

(左:枝廣局長、右:嘉田知事)

近畿財務局は、平成 26 年 3 月 5 日（水）に滋賀県公館にて滋賀県と「災害時の人的支援等に関する協定」を締結しました。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災からの復興支援として、近畿財務局では、東北地域の各自治体に派遣し、避難施設の運営補助や、り災証明の受付・発行等の自治体事務の補助を行いました。この経験を踏まえ、近畿管内で災害救助法が適用される災害等が発生した場合に、管内自治体による円滑かつ迅速な災害復旧の一助として簡素化した手続きによって当局職員の支援が可能となるよう、管内基礎自治体との協定締結を行ってまいりましたが、財務局としては初めて県レベルとの支援協定を締結しました。

この協定によって、県の要請を受けて①被災した県下市町へ当局職員を派遣し災害復旧事務の支援を行うほか、②県災害対策本部等へ当局職員を派遣し、本部事務等の支援を行うことの 2 通りのご支援ができるようにしたものです。

- ・ 協定の名称 災害時の人的支援等に関する協定
- ・ 協定締結先 滋賀県
- ・ 協定締結日 平成 26 年 3 月 5 日（水）
- ・ 支援内容 ●近畿財務局の職員派遣等により、滋賀県に対して支援する業務内容
 - (1) 被災情報のとりまとめ等に関する事務
 - (2) 関係機関への支援要請、受入等に関する事務
 - (3) 支援物資の受入等に関する事務
 - (4) 災害派遣等従事車両証明書の発行に関する事務
 - (5) その他滋賀県職員の指示に基づく(1)から(4)に準じる災害復旧に関する事務及び作業並びに滋賀県及び滋賀県市町に

対する支援を円滑に行うための事務及び作業

- 近畿財務局の職員派遣等により、市町に対して支援する業務内容
 - (1) 避難施設運営補助（支援物資運搬、避難施設巡回等）
 - (2) 災害ボランティア及び支援物資等の受付事務
 - (3) 有価物（現金、保険証、貴金属等の遺失物）の分別等作業
 - (4) リ災証明書申請受付及び発行に関する事務
 - (5) リ災建物判定にかかる現地調査補助
 - (6) その他当該市町職員の指示に基づく事務及び作業並びに当該市町に対する支援を円滑に行うための事務及び作業

このほか、財務局の災害時の業務として、地方公共団体への未利用国有地や国家公務員宿舎等の無償提供、地方公共団体への災害緊急資金手当、被災された方への金融相談窓口の設置や金融機関等への金融上の措置要請、公共土木施設災害復旧のための査定立会の迅速な実施などを円滑に行い民生の安定に寄与できるように努めてまいります。

今後においても、近畿管内の自治体との連携強化を図りながら、地域や社会のニーズに的確に対応して、地域貢献に努めてまいります。

お問い合わせ 近畿財務局総務部総務課 06-6949-6390
